

上場株式等の所得に関する住民税(市民税・県民税)課税方式選択申出書

羽生市長 殿	年度(年分)	提出年月日	年	月	日	この申出書は、住民税の納税通知書が送達される日までの提出が有効となります。 (提示又は添付が必要な書類) ①確定申告書の控え ② 特定配当等・特定上場株式等譲渡所得等の特定口座年間取引報告書や支払通知書など ③上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書(繰越損失額がある場合)
1月1日 現在の住所						
現住所	<input type="checkbox"/> 同上					
フリガナ						
氏名						
生年月日	年	月	日	電話番号		
備考						

1 確定申告した上場株式等の配当・譲渡所得等

確定申告した上場株式等の所得金額 (※損益通算前)			住民税の特別徴収税額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円	円
	分離課税分	円	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円	円
本年分から差し引く繰越損失額	配当所得等	円		
	譲渡所得等	円		
翌年以降に繰り越される損失の金額		円		

※上表の源泉徴収税額の記載誤りなどにより、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

2 住民税での取扱い (A又はBに○を記入してください。)

A	1に記載した、確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告しません。
----------	--

B	1に記載した、確定申告した上場株式等の所得について、住民税では次表の所得とします。				
	住民税で申告する上場株式等の所得金額 (※損益通算前)			住民税の特別徴収税額	
	上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円	円
		分離課税分	円	円	円
	上場株式等の譲渡所得等		円	円	円
	本年分から差し引く繰越損失額	配当所得等	円		
		譲渡所得等	円		
翌年以降に繰り越される損失の金額		円			

※Bは次の例などの場合に使用します。(例)確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告

(留意事項)

- 対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%(復興特別所得税分を含む)と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収(特別徴収)されているものとなります。未公開株式に係る配当等、所得税 20.42%を源泉徴収されているもの、源泉徴収されていない特定口座(簡易申告口座)及び一般口座での取引に係る所得については対象ではありません。
- 住民税において、申告不要制度(申告しない)を選択した場合、配当割、株式等譲渡所得割、配当控除の適用は受けられません。
- 上場株式等に係る配当・譲渡所得等について、申告不要制度を選択したことにより、医療費控除等の一部所得控除について、所得税における控除額と住民税における控除額に差異を生じることがあります。
- 所得税において申告及び繰越損失の適用を行い、住民税では申告不要を選択した場合、翌年の申告において所得税における繰越損失額と住民税における繰越損失額に差異が生じることから、確定申告にて繰越損失の申告を行うほか、住民税における繰越損失について、住民税申告書及び「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要です。確定申告にて繰越損失の申告を行わない場合も同様です。

処理欄		控	
-----	--	---	--

(問合せ・提出先) 羽生市役所 税務課 市民税係
 〒348-8601 埼玉県羽生市東 6 丁目 15 番地
 電話:048-561-1121(内線 115)